

佐 清 監 第 7 号
令和3年 8月24日

佐倉市、酒々井町清掃組合
管 理 者 西 田 三 十 五 様

佐倉市、酒々井町清掃組合
監査委員 京 増 孝 一
監査委員 高 木 大 輔

令和2年度佐倉市、酒々井町清掃組合一般会計歳入歳出決算審査意見書
の提出について

地方自治法第292条の規定により準用する同法第233条第2項の規定により、
審査に付された令和2年度佐倉市、酒々井町清掃組合一般会計歳入歳出決算及び関係
書類を審査したので、次のとおり意見書を提出します。

令和 2 年 度

佐倉市、酒々井町清掃組合一般会計歳入歳出決算審査意見書

佐倉市、酒々井町清掃組合監査委員

決 算 審 査 意 見 書

1 審 査 の 対 象

(1) 歳入歳出決算

令和2年度佐倉市、酒々井町清掃組合一般会計歳入歳出決算

(2) 関係書類

佐倉市、酒々井町清掃組合一般会計歳入歳出決算事項別明細書

実質収支に関する調書

財産に関する調書

2 審 査 日 時

令和3年8月24日（火）午前10時00分

3 審 査 の 場 所

佐倉市、酒々井町清掃組合 2階 大会議室

4 審 査 の 結 果

令和2年度佐倉市、酒々井町清掃組合一般会計の決算につき、地方自治法第292条の規定により準用する同法第233条第2項の規定により審査を実施した。審査にあたり、事務局より資料の提出と説明を受け、審査は滞りなく終了した。

審査の結果、佐倉市、酒々井町清掃組合一般会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書等の計数は正確であり予算の執行及び諸事業の運営管理は適正なものと認める。